

九州大学における日本学生支援機構大学院第一種学資金 返還免除候補者及び内定候補者の選考に関する基準

平成26年4月18日
総 長 裁 定
最終改正 令和4年10月19日

(趣旨)

第1条 この基準は、貸与奨学規程(独立行政法人日本学生支援機構 平成16年規程第16号)に規定する第一種学資金の貸与に係る返還免除候補者及び内定候補者の推薦に関し必要な事項を定めるものとする。

(返還免除候補者及び内定候補者)

第2条 本学から独立行政法人日本学生支援機構(以下「機構」という。)に推薦する返還免除候補者は、大学院において第一種学資金の貸与を受けた学生で、貸与期間終了時において、本学大学院在学中に特に優れた業績を挙げたと認められたものとする。

2 本学から機構に推薦する内定候補者は、博士後期課程(医学系学府、歯学府及び薬学府の博士課程、一貫制博士後期課程相当部分を含む。)において、第一種学資金の貸与を受けている学生で、当該課程の標準修業年限内での修了までに十分な成果を挙げる見込みがあると認められるものとする。

3 本学から機構に推薦する内定候補者は、修士課程及び専門職学位課程において、次の全てに該当するものとする。

イ 学士課程等において修学支援新制度を利用している者(機構の給付奨学生)又は修学支援新制度は未利用のうち、住民税非課税世帯である者

ロ 本学の修士課程又は専門職学位課程に進学し、第一種学資金の貸与を希望する者

ハ 標準修業年限内で修了する意思がある者

ニ 以下のいずれかの特定分野への進学を希望する者

① 科学技術イノベーション創出に寄与する分野(情報・AI、量子、マテリアル等)

② 大学の強みや地域の強み等を生かした分野

ホ 将来、上記二の特定分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要能力を備えて活動することができるものと認められる者

(選考)

第3条 返還免除候補者及び内定候補者は、各学府からの推薦に基づき、九州大学学資金返還免除候補者学内選考委員会(以下、「学内選考委員会」という。)が選考する。

(評価項目)

第4条 貸与奨学規程第47条第3項に規定する業績の種類ごとの評価項目は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 学位論文その他の研究論文

イ 新規性

ロ 独創性

ハ 学問領域への貢献

ニ 国際的評価

ホ 波及効果・発展性

(2) 大学院設置基準(昭和49年文部省令第28号)第16条に定める特定の課題についての研究の成果

イ 新規性

ロ 独創性

ハ 学問領域への貢献

ニ 国際的評価

ホ 波及効果・発展性

(3) 大学院設置基準(昭和49年文部省令第28号)第16条の2に定める試験及び審査の結果

イ 専攻分野と幅広い関連分野の専門的知識・能力

ロ 博士論文研究を行う分野に係る研究推進能力

(4) 著書、データベースその他の著作物

イ 新規性

ロ 独創性

ハ 学問領域への貢献

ニ 国際的評価

ホ 波及効果・発展性

- (5) 発 明
 - イ 新規性
 - ロ 独創性
 - ハ 社会的貢献
 - ニ 国際的評価
 - (6) 授業科目の成績
 - イ 理論等の理解度
 - ロ 研究方法の理解度
 - ハ 研究展開能力
 - ニ 発表・説明能力
 - (7) 研究又は教育に係る補助業務の実績
 - イ 研究・実験方法の改善・工夫への貢献
 - ロ 教育方法の改善・工夫への貢献
 - (8) ボランティア活動その他の社会貢献活動の実績
 - イ 社会貢献度
 - (9) 音楽、演劇、美術その他芸術の発表会における成績
 - イ 発表会等の社会的位置付け
 - ロ 国際的評価
 - ハ 社会的反響
 - ニ 受賞
 - (10) スポーツの競技会における成績
 - イ 国際的レベル・全国的レベルでの顕著な成績(入賞)等
- 2 博士後期課程の評価項目については、前項第2号から第8号までに該当する場合は同第1号を必須とする。
- 3 内定候補者に係る業績の種類ごとの評価項目は、第1項のとおりとする。また、博士後期課程においては、博士後期課程入学時の入試結果及び修士課程（一貫制博士課程の修士課程相当部分。医学系学府、歯学府及び薬学府の博士課程においては、直前の課程。）の学業成績も用いることとし、修士課程及び専門職学位課程においては、修士課程及び専門職学位課程入学時の入試結果及び学士課程等の学業成績も用いることとする。

(評価方法)

第5条 前条第1項に掲げる評価項目に関する評価は、次表に掲げる5段階の評点区分及び評定基準により行うものとする。

| 評点区分 | 評 定 基 準 |
|------|----------|
| 5 | 非常に優れている |
| 4 | 優れている |
| 3 | 良好である |
| 2 | やや良好である |
| 1 | 普通 |

(学府推薦割当数及び学府への通知)

- 第6条 返還免除候補者の各学府からの推薦に当たっては、学内選考委員会が、機構から通知された推薦枠（機構からの通知以後、対象年度の末までに貸与期間終了者が生じたときは、当該終了者数の30%を上限に本学で追加した数を含む。以下「機構推薦枠」という。）に基づき、修士課程（一貫制博士課程の修士課程相当部分を含む。）、専門職学位課程及び博士後期課程（医学系学府、歯学府及び薬学府の博士課程、一貫制博士後期課程相当部分を含む。）別に各学府の返還免除候補者の対象となる者（以下「返還免除候補対象者」という。）の数に応じて学府推薦割当数を設定し、各学府長に当該学府の推薦割当数及び返還免除候補対象者の氏名を通知するものとする。
- 2 内定候補者の各学府からの推薦に当たっては、学内選考委員会が、機構から通知された推薦枠に基づき、学府推薦割当数を設定し、各学府長に当該学府の推薦割当数及び内定候補対象者の氏名を通知するものとする。

(学府での選考等)

- 第7条 各学府における返還免除候補者の選考に当たっては、当該学府において返還免除候補対象者に募集を行い、申請のあった者について、在学中の業績を審査することとし、当該業績を第4条及び第5条に規定する評価項目及び評価方法により評価するものとする。
- 2 学府長は、前項の評価により学府推薦候補者を決定したときは、当該候補者に推薦順位を付して、当該学府の推薦割当数の範囲内で総長に推薦するものとする。ただし、貸与期間が終了する内定候補者及び内定者がいる場合は、当該学府の推薦割当数にこれを加えて推薦順

位を付すものとする。

3 前項の推薦に当たっては、別に定める業績優秀者返還免除申請書、業績を証明する資料及び推薦理由書を提出するものとする。

第7条の2 各学府における博士後期課程の内定候補者の選考に当たっては、当該学府において内定候補対象者に募集を行い、申請のあった者について、その業績を審査することとし、第4条第3項に規定する評価項目により総合的に評価するものとする。

2 前項の推薦に当たっては、別に定める学内選考願書、申請書、修士課程の成績証明書及び推薦理由書を提出するものとする。

第7条の3 各学府における修士課程及び専門職学位課程の内定候補者の選考に当たっては、内定候補対象者に対し募集を行い、申請のあった者について、当該学府においてその業績を審査することとし、第4条第3項に規定する評価項目により総合的に評価するものとする。

2 前項の推薦に当たっては、別に定める推薦理由書を提出するものとする。

(機構への推薦)

第8条 総長は、学内選考委員会の選考結果に基づき、機構推薦枠の範囲内で修士課程、専門職学位課程及び博士後期課程の別に返還免除候補者の推薦順位を付して機構に推薦するものとする。ただし、貸与期間が終了する内定候補者及び内定者がいる場合は、機構推薦枠にこれを加えて選考順位を付すものとする。

2 総長は、学内選考委員会の選考結果に基づき、推薦枠の範囲内で内定候補者の推薦順位を付して、機構に推薦するものとする。

(事務)

第9条 返還免除候補者の選考に関する事務は、学務部において処理する。

(補則)

第10条 この基準に定めるもののほか、返還免除の選考に関し必要な事項は、総長が定める。

附 則

この基準は、平成17年 1月21日から施行する。

附 則

この基準は、平成17年12月 8日から施行する。

附 則

この基準は、平成18年12月20日から施行する。

附 則

この基準は、平成25年 2月19日から施行する。

附 則

この基準は、平成25年12月17日から施行する。

附 則

この基準は、平成26年 4月 1日から施行する。

附 則

この基準は、平成31年 2月 5日から施行する。

附 則

1 この基準は、令和元年12月25日から施行する。

2 この基準による改正後の九州大学における日本学生支援機構大学院第一種学資金返還免除候補者及び内定候補者の選考に関する基準は、平成31年4月1日に第一種学資金の貸与が決定された者から適用し、平成31年3月31日以前に第一種学資金の貸与が決定された者においては、なお従前の例による。

附 則

この基準は、令和4年11月 1日から施行する。